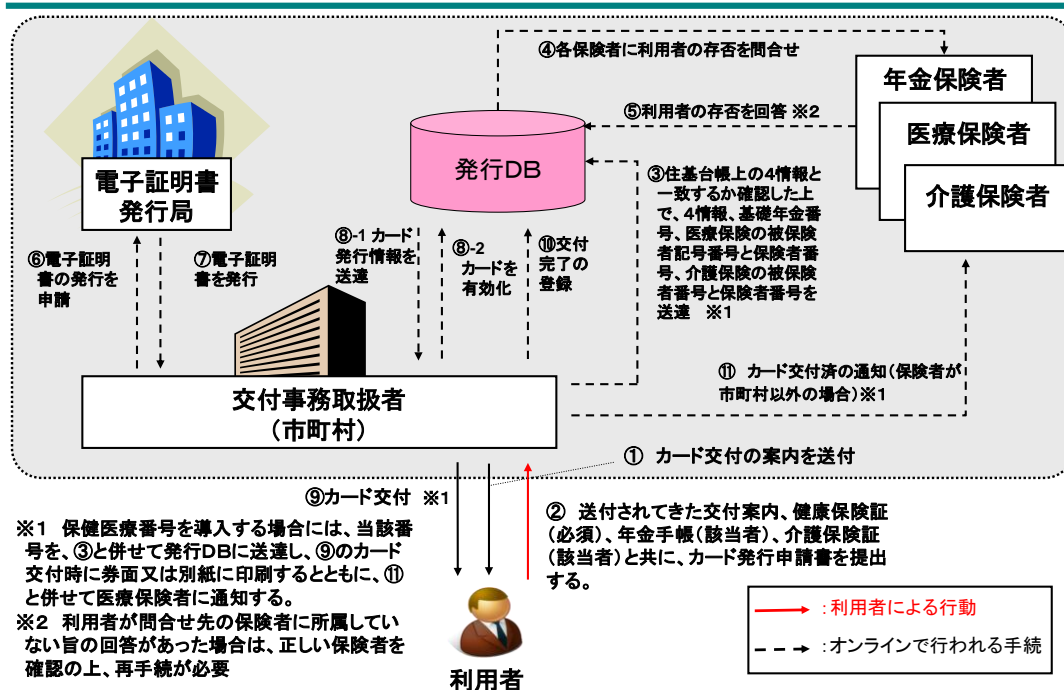


4. カード発行の場合の発行・交付方法について（イメージ）

① 既存の被保険者証等からの切替え方法について

- ・ 勤務先で手続を行う場合、市町村に登録されている氏名と保険者に登録されている氏名の文字コードが異なるなどの理由により、両者の間で氏名等を用いて本人同定を行うことが困難であること
- ・ 保険者にとっては、カードの発行申請等の事務が発生し、事務上の効率性が損なわれるおそれがあることから、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、被用者保険の被保険者についても、市町村で手続を行うこととする。

既存の被保険者証等からの切替え方法



② 出生時のカード発行・交付方法について

出生時に健康保険証として発行。被用者健保の被扶養者届は、出生届やカード発行申請書と同時に提出できた方が便利であるため、市町村経由で提出可能とする(被扶養者認定は保険者が行う)。